

長岡市告示第203号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市テニス場条例（昭和63年長岡市条例第10号）第13条第1項の規定により長岡市営東山テニス場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田 達伸

1 供用期間

4月の第2土曜日から11月の第2日曜日まで

2 開場時間

4月の第2土曜日から4月30日まで	午前6時から午後7時まで	
5月1日から9月30日まで	午前6時から午後9時まで	
10月1日から10月31日まで	平日	午前9時から午後9時まで
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	午前6時から午後9時まで
11月1日から11月の第2日曜日まで	平日	午前9時から午後7時まで
	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前6時から午後7時まで

3 供用期間及び開場時間を定める期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで